

質問回答

2015年12月2日

「ブルキナファソ国ゴマ生産支援プロジェクト」

(公示日:2015年11月18日/公示番号:150974)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書本紙5頁、第8プレゼンテーション	「業務従事者または副業務主任者もしくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。」とありますが、両者が同等あるいは分割して説明することは可能でしょうか？	可能です。
2	同上	同なお書きに、「業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。」とありますが、同出席者にも発言の権利(質疑の際の回答権やプレゼンテーションの補足説明)はあると考えてよいでしょうか？	貴方御理解のとおりです。
3	業務指示書別紙、[第2 業務の目的・内容に関する事項]、2頁、2.プロジェクトの概要、(3)アウトプット(成果)	同成果2にかかる脚注に、「活動2 - 5、6、7については本プロジェクト期間の活動から除外する方針で今後政府との合意形成を行っていく予定。」とあるので、プロポーザルの提案からも除外するものと考えて宜しいでしょうか？	貴方御理解のとおりです。
4	業務指示書別紙、[第2 業務の目的・内容に関する事項]、3頁、2.プロジェクトの概要、(4)活動	同成果2の活動2-4に、「食用ゴマの新品種国家品種登録を行う。」とありますが、これは直営専門家として派遣されている「営農/栽培」長期専門家が担当すると考えて宜しいでしょうか？	貴方御理解のとおりです。

5	業務指示書別紙、[第2 業務の目的・内容に関する事項] 3頁、2. プロジェクトの概要、(5)対象地域	注意書きに「栽培普及研修の実施対象地域は、オー・バッサン州とブックル・ドゥ・ムーン州」とありますが、州内の全県を均等にカバーするということか、対象地域に記載されているように「主にポポデュラツソとデドゥグ」の農家を中心に研修するのをご教示ください。	第1期契約期間はオー・バッサン州ではポポデュラツソを含む Houet 県及び Tuy 県、ブックル・ドゥ・ムーン州では、デドゥグを含む Mouhoun 県を主な対象地域としており、州農業局と協議の上で同県内から対象農民組織の選抜を行うことを想定しています。第2期契約期間以降の対象県については、業務実施チーム現地渡航後、農業省と協議を行ったうえで決定します。
6	業務指示書別紙、[第2 業務の目的・内容に関する事項]、4頁、2. プロジェクトの概要、(6)関係官庁・機関	同4頁の5. 実施方針および留意事項、(1)に「MARHASA 普及局(DVRD)が実施責任機関となり、MARHASA の技術普及活動が実施されている」とあり、「本プロジェクトが実施する技術普及研修についても、先方の技術普及体制を踏まえたうえで」実施することですが、DVRD が(6)関係官庁・機関に含まれていないのには何か理由があるのでしょうか？	R/D での合意内容との関係上、業務指示書の当該項目に明記はされていませんが、MARHASA 普及局(DVRD)は植物生産総局(DGPV)の傘下機関であり、(6)関係官庁・機関に含まれるものと、当機構として認識しています。
7	業務指示書別紙、[第2 業務の目的・内容に関する事項]、5頁、5. 実施方針および留意事項、(3)直営専門家との協働	「本プロジェクトは、既に派遣されている直営専門家と業務実施契約で派遣されるコンサルタント(以下「業務実施チーム」)との協働により活動が行われる。」とありますが、直営専門家の TOR を内包したプロジェクトであるとの認識で宜しいでしょうか？	業務実施チーム総括が直営専門家の活動も含めた全体の進捗管理を行うという点においては、直営専門家の TOR を内包したプロジェクトと言えますが、個別の活動についてはプロジェクト・チーム内で協議のうえ、各々が計画策定を行い、実施するものとします。
8	同上、ただし6頁	直営専門家の担当業務は「営農/栽培」と「コミュニティ開発/業務調整」であり、前者は業務実施チームには無い業務ですが、後者の業務調整は業務実施チームにも存在します。上記の通り、直営専門家がプロジェクトに内包されるのであれば、「業務調整」の役割分担をどう想定しているのをご教示ください。	直営専門家「コミュニティ開発/業務調整」は主に直営専門家の活動における調整業務を担当し、業務実施チーム内の「業務調整」担当者は、同チーム内での調整業務を担当することで役割分担を行うことを想定しています。

9	業務指示書別紙、[第2 業務の目的・内容に関する事項]、6頁、5. 実施方針および留意事項、(4)本プロジェクトにおける技術普及研修計画	脚注5に、「なお、ブルキナファソにおいて種子生産農家の認証を受けるためには3ha以上の種子栽培のための農地を保有していることを満たす必要があるとしている。」とあるので、中核農家研修の対象者は3ha以上の農地保有者と見なして宜しいでしょうか？	貴方御理解のとおりです。
10	業務指示書別紙、[第2 業務の目的・内容に関する事項]、6頁、5. 実施方針および留意事項、(4)本プロジェクトにおける技術普及研修計画、1)中核農家向け研修	脚注6に、「各州から15グループずつ選抜し、各グループから2名が中核農家向け研修に参加することを想定」とありますが、このグループは研修候補グループとしてリスト化されていると考えて宜しいでしょうか(運営指導調査団報告書32頁「(2)直営専門家の分掌(案)」に、業務調整/コミュニティ開発専門家の業務分掌として、「業務実施チームが業務を開始するまでに、対象農家を選定するための情報収集を行う(中略)、対象農家候補のリストを取得する。」および「上記リストを取得する際に必要な『対象農家候補選定条件』を策定する」とあります。)？ もし適当なグループが存在しない場合、グループ化・組織化の啓蒙活動は直営専門家、業務実施チームどちらの業務となるかご教示ください。	直営専門家が中心となり、現在対象2州の州農業局と対象農家グループの候補リストを作成しています。同リストは12月末に作成が完了する予定で、業務実施チームは同リストをもとに州農業局と協議を行い、最終的な対象グループの選定を行うことを想定しています。 なお、組織化の推進は業務実施チームの担当業務となります。
11	業務指示書[第2 業務の目的・内容に関する事項] 7頁、5. 実施方針及び留意事項、(4)本プロジェクトにおける技術普及研修計画、1)中核農家向け研修	欄外注6に「2015年～2018年の3作期」とありますが、2016～2019年の4ヵ年における3作期、3サイクルの研修でしょうか？それとも4ヵ年4作期、4サイクルの研修に変更すべきでしょうか？	2016～2019年の4ヵ年における4作期、4サイクルの研修に変更を願います。なお、プロジェクト最終年に実施する研修は、同年9月にプロジェクトが終了予定であることから、可能な限り先方政府が主体となり行うものとします。
12	業務指示書別紙、[第2 業務の目的・内容に関する事項]、9頁、5. 実施方針および留意事項、(4)本プロ	「同研修の継続性を担保するような仕組みを検討し、研修が適切に機能するように留意する。」とあるが、この継続性は業務実施期間内だけでなく、プロジェクト	貴方御理解のとおりです。

	プロジェクトにおける技術普及研修計画、2)一般農家向け研修	終了後まで想定したものと考えて宜しいでしょうか？	
13	業務指示書別紙、[第2 業務の目的・内容に関する事項]、9頁、5.実施方針および留意事項、(5)研修実施に伴うモニタリング活動	同項目の最後に「MARHASAの既存のモニタリング体制を活用し、実施することを想定している」とありますが、ZAT/UATの移動手段(バイク等)は確保されているでしょうか。ない場合は必要台数の購入は認められるかご教示ください。また、プロジェクトに関連した活動のモニタリングを通常業務に加えて実施するという相手側の主張も想定されるため、バイクの修繕費や燃料費を計上することは認められるかについても併せてご教示ください。	先方政府との負担事項について協議中であるため、現段階で当該項目に関しては見積りを計上して頂く必要はありません。追って、先方との負担事項及びモニタリングの規模が明らかになった時点で契約変更を検討します。
14	業務指示書別紙、[第2 業務の目的・内容に関する事項]、10頁、5.実施方針および留意事項、(7)トレーナー育成	1.「人材の能力向上の機会」とは、指示書で示された中核農家向け研修および一般農家向け以外の研修を企画・実施することを想定されているのでしょうか？あるいは、中核農家向け研修にこれら人材が参加することによって、能力強化を図るという意味なのかご教示ください。また、能力向上の機会として、プロジェクトが企画・実施する研修以外、たとえば第3国研修や国際機関、民間企業等プロジェクト外で企画される研修を想定しているのかどうかについても併せてご教示ください。 2.「ファシリテーター研修や実践研修の講師(トレーナー)として想定される人材」とは、MARHASAのDVRDおよびDRAHASA/DPAHASA担当だけでなく、民間企業の技師や優秀な中核農家等も対象と考えて宜しいでしょうか？	1.まず初年の中核農家向け研修に参加してもらい、その中でトレーナーとなる能力を有していると思われる人材に対しては、翌年以降の同研修でのサポート講師候補として、OJTをベースとした研修を想定しています。なお、第三国研修や国際機関、民間企業等プロジェクト外で企画される研修の想定はありませんが、実施案がある場合には、プロポーサルにて提案してください。 2.貴方御理解のとおりです。

15	業務指示書別紙、[第2 業務の目的・内容に関する事項]、12 頁、5 . 実施方針および留意事項、(9)実施機関による予算措置	「業務実施チームからもプロジェクト運営の基盤を整備するという観点から支援を行う。」とありますが、具体的にどのような支援活動を想定しているのか、見積もりに計上する必要があるのかにつき、ご教示ください。	実施機関による予算措置については、主にブルキナファソ事務所が対応をすることになるため、見積もりに計上して頂く必要はございません。
16	業務指示書別紙、[第2 業務の目的・内容に関する事項]、12 頁、5 . 実施方針および留意事項、(10)ローカルリソースの活用	ローカル人材のダイレクトリーや他ドナーが作成した普及教材等は直営専門家がすでに入手していると考えて宜しいでしょうか？それとも業務実施チームが業務開始後に入手する必要があるのかにつき、ご教示ください。	ドイツ PDA/GIZ や HELVETAZ が実施したプロジェクトの普及教材は既に入手済みです。
17	業務指示書別紙、[第2 業務の目的・内容に関する事項] 15 頁、6 . 業務の内容 [プロジェクト全般に係る活動] (2)ベースライン調査の実施	ベースライン調査を現地再委託契約とする場合、その費用は本見積もりに計上するか別見積もりに計上するかご教示ください。	本見積もりへの計上をお願いします。
18	業務指示書別紙、[第3 業務実施上の条件]、25 頁、3 . 相手国の便宜供与	1 . 本邦購送資機材の免税措置、専門家携行資機材の輸入許可等は相手国政府の便宜供与には含まれず、業務実施チームで対処するという理解で宜しいでしょうか？ 2 . 「事務所スペースの提供」には、地方での作業スペースの提供も含まれるでしょうか？	1 . 貴方御理解のとおりです。 2 . 地方での作業スペースは含まれていないため、宿泊代などの地方滞在費用を本見積もりに計上してください。
19	業務指示書別紙、[第3 業務実施上の条件]、25 頁、5 . 業務用機材	「なお、プロジェクト活動に係る車両について、業務実施チームは既に本プロジェクトが保有している2台の車両を直営専門家とともに使用するものとし、」とありますが、任地が複数に跨がることもあり、2台では不足する場合があります。業務の円滑かつ効果的な実施のために移動手段の確保は必要不可欠ですが、直接経費によるレンタカーの借上げは認められるで	レンタカーの借上げは認められますが、必要経費については本見積もりに計上してください。

		しょうか？	
20	業務指示書別紙、[第3 業務実施上の条件]、25 頁、6 . 現地再委託	再委託の対象に個人は認められるかご教示ください。	認められます。
21	業務指示書別紙、[第3 業務実施上の条件]、26 頁、7 . 安全対策	先に発生したクーデター等不測の事態に備えるためにも、安全対策は必要不可欠であると認識していますが、前頁5 . 業務用機材に「事務所スペースの維持にかかる経費は見積もらない」とあります。この場合、防犯設備の設置・警備員雇傭等も同様でしょうか？	事務所スペースには常駐の警備員が配置されている他、防犯設備も含まれております。
22	業務指示書別紙、[第3 業務実施上の条件]、26 頁、9 . その他留意事項	プロポータルに掲示できる写真の枚数に制限があるのかにつき、ご教示ください。	制限は特にございません。

以上